

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日には、
と日

鳥取県規則第五十一号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第九号中「又はやな」を削る。

目 次

◆規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

◆告 示 保険医療機関の指定

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可(三件)

土地改良事業の工事の完了

国有財産の用途廃止

埋立工事のしゆん功期限の伸長

◆教委告示 教育委員会の招集

◆正 誤 昭和四十九年六月鳥取県公報第四千五百五十六号中訂正

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 九
- 八 鵜使い
- 七 ふなや
- 五 びん漬け
- 六 瀬干し

- | | |
|----|--|
| 第一 | 水中に電流を通じてする漁法 |
| 二 | 水中において照明を利用する漁法 |
| 三 | 火光その他の照明を利用する投網(天神川及びその支流において採捕する場合に限る。) |
| 四 | 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。) |
- 第三十条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。
- (漁具又は漁法の禁止)
- 第三十一条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

十はねかわ

十一、張り網（あゆを採捕する場合に限る。）

十二、あゆなぐり（ちよん掛け）

十三、いたちがわ

十四、上り瀬又は下り瀬

2 前項各号に掲げるもののうち「びん漬」とは、びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法をいい、「瀬干し」とは、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや」とは、

岸辺等に穴を堀り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鵜使い」とは、鵜を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はねかわ」とは、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法をいい、「張り網」とは、石、竹等で威嚇し、刺し網類を使用して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり（ちよん掛け）」とは、

竹、木等の柄の先端にひつかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしや断し、しや断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する漁法をいう。

よう改める。

鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メートル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五十メートルの間の沖合百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市湖山町瀬における南北線川	
鳥取市大郷地区内における福井川河口から上流六百六十メートルの区域	
鳥取市坂津地区内における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	
鳥取市大郷地区内における枝川河口から上流五百九十五メートルの区域	
鳥取市松保地区内における高住川河口から上流二百十五メートルの区域	五月十五日から七月十五日まで
鳥取市松保地区内における県道湖山布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域	
鳥取市松保地区内における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流三百七十メートルの区域	

第三十二条の表天神川の項中「東伯郡北条町江北天神森えん堤下流端から下流五十メートルの区域」を削り、同表湖山池の項及び東郷池の項を次の

トルの垂井川の区域

東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートルの区域

一月一日から三月三十日まで及び五月十五日から七月十五日まで

- この規則は、昭和四十九年七月十五日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

ん堤突端に設置した標柱から四十八度の線及び湖山川とに改める。

東郷池

東伯郡東郷町長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域

東伯郡東郷町門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域

東伯郡羽合町における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域

五月十五日から七月十五日まで

東伯郡東郷町藤津における藤津橋下流端から下流の舍人川の区域

東伯郡羽合町南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつぼ排水路の区域

から四十二度の線同線から下流の区域

】を

千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端

千代川との境界線から下流の区域

第三十四条の表千代川の項中

千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端

鳥取県告示第五百九十九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

告
示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市吉方温泉一丁目六二〇の三	昭和四十九年七月一日
薬師寺整形外科医院	米子市東福原六二五の一	〃

国立米子病院

車尾一、二九三の一

石田産婦人科 医院	境港市元町六九		
森下医院	八頭郡河原町河原一九七の三	"	
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	"	一日
豊増歯科医院	岩美郡福部村細川六六六の一	"	
大石小児科医院	倉吉市西仲町一、六四七	"	六月三十日

鳥取県告示第五百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字タレザコ八四五の二（次の図に示す部分に限る。）、八四五の三、八四六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十三号

細川土地改良区から申請のあつた土地改良（細川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十四号

羽合土地改良区から申請のあつた土地改良（羽合地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第五百九十五号

氣高町から申請のあつた町営土地改良（夏ヶ谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
東宇塚地区農道整備事業	昭和四十九年三月十九日
中田地区農道整備事業	昭和四十九年三月十九日
山根地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日
東宇塚地区農業用排水事業	昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第五百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月十二日から用途廢止した。

昭和四十九年七月十二日

場所	(面積)	用途
八頭郡用瀬町大字家奥字少ノ田二七一一番地先から 同町大字家奥字少ノ田二五一一番地先まで	四七・一九	道路敷

鳥取県告示第五百九十八号

公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十四号）附則第二項の規定に基づき、同法による改正前の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条第二項の規定の例により、埋立工事のしゆん功期限の伸長を許可したので、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和四十九年二月二十三日

二 免許を受けた者

鳥取県

三 埋立ての場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七番四五三地先から同町字西浜一七五七番

八五〇地先までの水面

四 伸長に係る埋立工事のしゆん功の期限

昭和五十年三月三十一日

(第三種郵便物認可) 昭和49年7月12日 金曜日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年七月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頸

一 日時 昭和四十九年七月十九日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和五十年度県立高等学校入学者選抜の方針について

(2) その他

正誤

昭和四十九年六月二十五日付鳥取県公報第四千五百五十六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞段行

誤

正

七 下 終わりか心五 9時0分~6時0分 9時00分~16時00分